

地域公共交通計画変更について

1 要旨

A I オンデマンド交通構築事業の実施及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る事業継続にあたり西和賀町地域公共交通計画に所要の変更を行うもの。

2 変更箇所

頁	変更前	変更後
表題	2023 年 6 月 岩手県西和賀町 (2024 年 6 月一部改正)	2023 年 6 月 岩手県西和賀町 <u>(2025 年 3 月一部改正)</u>
7	(1)公共交通の種類 バス「事業主体」 西和賀町（道路運送法 79 条 交通空白地有償運送／路線定期運行） バス「運行日・本数・便数」 山伏線：日・月・金・土のみ運行 貝沢線：毎日運行 沢内線：平日のみ運行 湯田・沢内おでかけバス： 地区→街中 午前 2 便 街中→地区 午後 1 便	(1)公共交通の種類 バス「事業主体」 西和賀町（道路運送法 79 条 交通空白地有償運送／ <u>①路線定期運行、②区域運行</u> ） バス「運行日・本数・便数」 山伏線： <u>①</u> 日・月・金・土のみ運行 貝沢線： <u>①</u> 毎日運行 沢内線： <u>①</u> 平日のみ運行 湯田・沢内おでかけバス： <u>①地区→街中 午前 1 便目</u> <u>②事前予約制・A I システムによる配車</u>
9	(2) 公共交通の変遷 (図表)	(2) 公共交通の変遷 (図表追加) <u>時期：2025 年 3 月</u> <u>内容：「おでかけバス」の午前 2 便目、午後 1 便目の時間帯を「A I オンデマンド交通」で運行開始（午前 1 便目は定時定路線を継続）</u>
23	(2) 公共交通が果たすべき役割 バス「事業主体」 西和賀町（道路運送法 79 条 交通空白地有償運送／路線定期運行）	(2) 公共交通が果たすべき役割 バス「事業主体」 西和賀町（道路運送法 79 条 交通空白地有償運送／ <u>①路線定期運行、②区域運行</u> ）